

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年鹿沼市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「3 5, 0 0 0 円」を「3 6, 2 0 0 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「次項」を「第 6 項」に改め、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、同条第 8 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「額及び」を「額、」に改め、「合計額)」の次に「及び前項第 1 号に定める額」を加え、「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 9 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 0 0 0 円を超えない範囲で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前 3 項の規定による額

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例第 1 2 条第 2 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。